

年末調整は正しく行いましょう

— 年末調整に関する質問にお答えします —

問合せ 税務課市民税係

Q無収入だった父が、今年から公的年金をもらい始めました。今までどおり扶養控除として申告できますか？

A 父親の年齢と年金の金額によって扶養控除を適用できるかどうかが決まります。

65歳以上（昭和25年1月1日以前生まれ）の人	年金収入が年間158万円まで
65歳未満（昭和25年1月2日以後生まれ）の人	年金収入が年間108万円まで

公的年金以外に収入がある場合は、上記の金額と異なりますのでご注意ください。また、遺族年金・障害年金は非課税ですので、税金上の扶養の判定には含まれません。

Q 3月までアルバイトをしていましたが、4月から別の会社で正社員として働き始めました。会社から「年末調整でアルバイト分の給料も合算するので、源泉徴収票を持ってきてください」と言われましたが、手元にありません。どうすればよいですか？

A アルバイトでも、源泉徴収票は必ずもらうことができます。交付されていない、または紛失してしまった場合は、アルバイト先に源泉徴収票の発行を依頼してください。なお、年末調整でアルバイト分の給料を合算できなかった場合は、自分で確定申告をする必要があります。確定申告をする場合にも源泉徴収票が必要になります。

Q妻（夫）を扶養しているのですが、妻（夫）にパート収入があり、年間103万円を超えてしまいそうです。年末調整で扶養控除を適用することはできますか？

A 税金上の扶養の場合、妻（夫）の給与収入が103万円（所得38万円）までであれば、扶養（配偶者控除）として年末調整で申告できます。また、103万円を超えても141万円未満であれば、その金額に応じて、配偶者特別控除を申告することができます。

Q子どもの扶養控除がなくなったと聞きましたが、年末調整はどう記入すればよいですか？

A 平成23年分から扶養親族のうち16歳未満（平成11年1月2日以後生まれ）の人の扶養控除は廃止されました。しかし、住民税の非課税判定や各種手などの計算で必要になる場合がありますので、扶養している場合は、年末調整の書類の「住民税に関する事項」の欄に記入してください。

Q家族の国民年金や介護保険料を支払っています。年末調整で私の控除として申告できますか？

A 生計を一つにしている家族の保険料を支払った場合、その金額を社会保険料控除にできます。また、家族名義の生命保険料を支払った場合も、同様に生命保険料控除として申告できます。ただし、家族の公的年金から天引きされている介護保険料などは、あなたの控除とすることはできません。

また、年末調整を忘れてしまった控除がある場合は、事業所で再年末調整をするか、自分で確定申告をすることで追加できます。

刈谷税務署からのお知らせ

●青色申告決算説明会

青色申告の決算説明会を開催します。資料は説明会当日に会場でお渡しします。また、青色申告決算用紙は確定申告書用紙などに同封されます。

とき 11月18日(火) 10時～12時

ところ 文化会館

対象 個人の青色申告者

●年末調整事務説明会

とき 11月18日(火) 13時30分～15時30分

問合せ 刈谷税務署 ☎(21)6211